

生駒市条例第 27 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 9 月 21 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の 9 中「附則第 3 条の 5」を「附則第 3 条の 6」に改め、同条を附則第 3 条の 10 とする。

附則第 3 条の 8 中「附則第 3 条の 5」を「附則第 3 条の 6」に改め、同条を附則第 3 条の 9 とする。

附則第 3 条の 7 中「附則第 3 条の 5」を「附則第 3 条の 6」に改め、同条を附則第 3 条の 8 とする。

附則第 3 条の 6 を附則第 3 条の 7 とし、附則第 3 条の 5 を附則第 3 条の 6 とし、附則第 3 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 15 条第 4 5 項の条例で定める割合）

第 3 条の 5 法附則第 15 条第 4 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3 分の 2 とする。

附則第 8 条中「附則第 3 条の 5 及び第 3 条の 7」を「附則第 3 条の 6 及び第 3 条の 8」に、「附則第 3 条の 5 及び第 3 条の 8」を「附則第 3 条の 6 及び第 3 条の 9」に、「附則第 3 条の 6、第 3 条の 8 及び第 3 条の 9」を「附則第 3 条の 7、第 3 条の 9 及び第 3 条の 10」に、「附則第 3 条の 8」を「附則第 3 条の 9」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。